

群馬県立小児医療センター患者給食業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、群馬県立小児医療センター（以下、「センター」という。）における患者給食業務を委託するに当たり、委託業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

群馬県立小児医療センター患者給食業務委託

(2) 業務場所

群馬県渋川市北橘町下箱田 7 7 9 番地

(3) 委託期間

業務委託期間は令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までとする。

(4) 業務内容

別添「群馬県立小児医療センター患者給食業務仕様書」のとおりとする。

3 予算額

3 2 8 , 6 8 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本プロポーザルの結果、優先交渉者となった事業者は、事業内容等を県と協議の上、再度見積りの提出が必要となる。

4 応募資格

以下の条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日から公告日までの間に、小児科病床を有する病床数 1 5 0 床以上の同一病院において、調乳業務を含む患者給食業務を 3 年以上履行した実績を有する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者
 - エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

5 参加手続き等

(1) 募集開始

令和 8 年 4 月 1 7 日（金）から群馬県のホームページ等で公告する。

(2) 質問及び回答

ア 提出方法

質問を希望する者は、質問書【様式1】に必要事項を記入し、メール送信する。

イ 送信先

〒377-8577 群馬県渋川市北橘町下箱田779番地

群馬県立小児医療センター 事務局経営課

電話番号：0279-52-3551

メール：syouni@pref.gunma.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時まで（必着）

エ 回答方法

提出を受けた質問をとりまとめ、令和8年4月29日（水）を目処に回答する。

(3) 参加表明

参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出し、センターは参加表明を受ける。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

〒377-8577 群馬県渋川市北橘町下箱田779番地

群馬県立小児医療センター 事務局経営課

(ア) プロポーザル参加申請書【様式2】

(イ) プロポーザル申請者概要説明書【様式3】

(ウ) 決算状況がわかる書類（直近の会計年度から3年分）【様式任意】

(エ) 患者給食業務受託実績報告書【様式4】

(オ) 食中毒等発生状況報告書【様式5】

(4) 提案者の認定

参加申請書を提出した者のうち、上記4に定める応募資格を満たす者を提案者と認定し、文書をもって通知する。

6 提案書

(1) 提案者

参加表明を行い、提案者と認定された者のみ提案書を提出することができる。

(2) 提案書の提出

提案者は、提案書作成等要領に基づき必要書類を作成し、センターへ提出する。

なお、提出後の変更は認めない。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出先 「5(3)ウ」と同じ。

エ 提出書類

- ① 受託料見積書【様式6】
- ② 提案書【様式7】

オ 提出部数 提案書及び添付資料を各15部

(3) 追加資料

審査上で必要な場合、提出期限後、追加資料を求める。

7 審査

業者選定に係る審査は、群馬県立小児医療センター患者給食業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別に定める評価基準に基づき行う。

(1) ヒアリング

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対する面接ヒアリングを実施する。

ヒアリングは1提案40分程度（プレゼンテーション25分、質疑15分）とし、具体的な日時等は参加者に別途通知する。

ア 日時 令和8年5月26日（火） 9時から（予定）

イ 場所 群馬県立小児医療センター 研修会議室

(2) 採点評価

選定委員会委員による採点評価を行い、選定委員会で総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を委託の最優先交渉者として決定する。

(3) 結果の通知

令和8年6月10日（水）までに文書で通知する。

8 その他

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。
- (2) 提出書類は非公開とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (5) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。